

## 青森商工会議所二号議員選任に伴う

### 部会名簿縦覧について

本商工会議所議員選挙及び選任規約第十一条の規定により、部会名簿の縦覧期間、場所及びこれに伴う必要事項を次の通り公示する。

#### 記

一、部会名簿縦覧の場所

青森市新町一丁目二番十八号

青森商工会議所

一、部会名簿縦覧期間

令和七年九月一日（月）より

令和七年九月九日（火）まで

毎日九時より十六時まで

一、異議申立

部会名簿縦覧期間中に住所、氏名、部会所属、選挙権数、その他の記載事項について異議あるときは、縦覧期間中に異議を申立てること。

一、選任権及び被選任権の喪失

部会名簿確定日（九月十六日）迄に令和七年度の会費を納入しないときは二号議員の選任権、被選任権を失います。

令和七年八月二十二日

青森商工会議所

議員選挙長 雪森正三